

飯塚市障がい者控除対象者認定要綱(平成24年飯塚市告示第138号)の一部を改正する告示を次のように定める。

令和8年3月26日

飯塚市長 武 井 政 一

飯塚市障がい者控除対象者認定要綱の一部を改正する告示

改正後	改正前
<p>(申請)</p> <p>第3条 対象者又は対象者を扶養している者で、障がい者控除対象者の認定を受けようとする者(以下「申請者」という。)は、障がい者控除対象者認定申請書に所定の事項を記入し、<u>福祉事務所長</u>(以下「<u>所長</u>」という。)に提出しなければならない。</p> <p>(変更等の報告)</p> <p>第7条 申請者は、対象者の障がい者としての事由に変更又は消滅が生じた場合は、速やかに<u>所長</u>にその旨を届け出なければならない。</p>	<p>(申請)</p> <p>第3条 対象者又は対象者を扶養している者で、障がい者控除対象者の認定を受けようとする者(以下「申請者」という。)は、障がい者控除対象者認定申請書に所定の事項を記入し、<u>市長</u>に提出しなければならない。</p> <p>(変更等の報告)</p> <p>第7条 申請者は、対象者の障がい者としての事由に変更又は消滅が生じた場合は、速やかに<u>市長</u>にその旨を届け出なければならない。</p>

附 則

この告示は、令和8年4月1日から施行する。